

第13回口頭弁論・報告・傍聴者交流集会の報告

1. 第13回口頭弁論

(1) 2019年6月3日(月) 11時～11時35分

(2) 奈良地裁101号法廷(大法廷、傍聴席70) 裁判官：島岡大雄氏

(3) 原告弁護士：佐藤 真理、白井 啓太郎、安藤 昌司、辰巳 創史、星 雄介、今治 周平、
松本 恒平 各弁護士

(4) 被告弁護士：3名

(5) 原告席 着席者5名、傍聴者59名

(6) 裁判官による、準備書面などの確認

原告提出書面

・原告準備書面(18)4月26日提出

・原告準備書面(19)5月27日提出

・原告準備書面(20)5月30日提出

・証拠説明書(18)4月3日提出

・証拠説明書(19)4月25日提出

・書証の提示

被告提出書面

・被告準備書面(5)4月25日提出

(7) 原告意見陳述1(原告準備書面(19)第一部分) 今治 周平 弁護士

原告準備書面(19)第一部分「公法上の義務」について陳述した。

- ① 被告NHKはその準備書面(5)において、「放送法4条1項各号は、抽象的義務であり、被告が具体的義務を負うものではない」と主張している。
- ② しかしながら、上記の被告の主張は、現代におけるNHKと放送受信者との関係にはそぐわない。
- ③ かつて20年以上前に、放送内容についての事後措置を定めた改正前放送法5条に関する事案において、東京地裁が、国家に対する客観的義務という意味合いで「公法上の義務」という概念を用いた。この判決について、奥平教授は「公法上の義務」は古臭い行政法特有の概念であると批判した。「非常に古臭い行政法的感覚」を乗り越える解釈が示されるべきである。
- ④ 本訴訟の実質的当事者訴訟においては、放送法4条1項各号は、被告NHKに対し、個別の放送受信者に向けた具体的義務を課していると原告は主張している。

(8) 原告意見陳述2(原告準備書面(19)第2部分) 星 雄介 弁護士

被告NHKによる放送法違反事例の一つとして、2019年1月6日に放送された「日曜討論」における、安倍首相の沖縄辺野古土砂投入発言に関連する問題について陳述した。

- ① 当番組は録画放送であり、安倍首相の発言の真偽を事前に確認できるはずであるのに、そのまま放送した。これは安部首相の「印象操作」への加担ともいえる。
- ② 1月11日の「ニュース・ウォッチ9」で「およそ7万4000群体のサンゴ移植は沖縄県の許可が得られないことなどから進んでいません」と放送したが、これは「沖縄県が許可しないことが原因で移植が進んでいない」という誤った認識に誘導するものである。

正確には、移植ではサンゴを保護できる保証はないなどの専門家の意見を参考に、沖縄県は移植を許可していないということである。報道の在り方について、「意見が対立している問題については、多角的に論点を明らかにすること」と定めた放送法第4条第1項4号の規定に違反するものである。

- ③ これらの報道は、誤った事実認識に国民を誘導するもので、国民の知る権利を侵害する。そして、国民の投票の自由を侵害する恐れがある。
- ④ 原告は、被告 NHK による放送法違反事例をこれまで多く指摘し、改善すべきと主張してきたが、是正されてこなかった。被告は「NHK は放送受信契約を締結している原告らに対して、放送法を遵守した放送を行う義務を負わない」と主張している。これらを併せて考えると、被告による放送法違反を是正するためには訴訟という手段をとるほかはない。以上のことから確認の利益は認められるといえる。

(9) 原告意見陳述 3 (原告準備書面 (20)) 佐藤 真理 弁護士

「NHK の放送がいかなる公共的価値のもとに行われるべきか」という社会的機能について論じた「須藤春夫意見書」に基づいて陳述した。

- ① 1946年9月民間人からなる「放送委員会」のもとで作成された「放送基本原則草案」には、放送の任務を「日本ガ近代的民主主義国家トシテ飛躍再生シ、世界ノ民主主義ノ水準ニ到達スルタメノ『公器』トシテ重大ナ任務ヲ有スル」と記載された。
- ② 「デジタル時代の NHK 懇談会」の報告書「公共放送 NHK に何を望むかー再生と次代への展望」(2006年)において、公共放送の在り方、「視聴者第一主義」、「自主自律」と「放送倫理」の遵守を基本に視聴者の多彩な意向を酌み上げる努力を求めている。しかるに、NHK はこれら公共放送の理念やパフォーマンスを経営計画に反映してこなかった。
- ③ 経営計画には、「放送の公平・公正」、「民主主義の発展に寄与する」などの言葉はあるが、これを実践する「自主自律」の確立、「放送倫理」の遵守が果たされていなく、「視聴者の知る権利」を担うとの視点が欠け、政治権力との距離が保てなくなっている。
- ④ イギリスの公共放送 BBC は、公共的価値として、民主主義のための基本的要素を提供する助けとなるもの i. 正直で信頼できるニュース、ii. 厳格な分析と広い視野、iii. 気の利いた討論の提供、などを提起している。
- ⑤ NHK は 2005年、第三者委員会「視聴者視点による NHK 評価委員会」による説明責任システムを採用した。そこでは6項目の約束をした。i. 受信料にふさわしい豊かで良い番組、ii. 受信料の公平負担の徹底、iii. 視聴者の声の事業運営への反映、iv. 不正根絶、透明性と説明責任を重視する運営、v. 経費の節減、vi. デジタル技術の成果の視聴者への還元。この委員会は2012年度で終了し、その後、視聴者への約束も明示しなくなった。
- ⑥ 1982年のフォークランド紛争、2001年のアフガニスタン戦争、2002年イラク戦争への参戦などの報道で、BBC 放送は自国の軍隊を「イギリス軍」、相手国軍隊を「フォークランド軍」などと呼び、「わが軍」「敵軍」とは呼ばず、客観的・中立的な報道につとめた。
- ⑦ 公共放送の公共的価値実現の目的は市民社会の民主主義を実現することである。そのために権力を監視し、「多様な意見や価値観の行きかう公共空間」を形成しなければならない。今日の NHK ニュース報道番組は、放送法第4条1項各号に明らかに違反するものであり、国民の知る権利及び民主主義の前進に寄与する公共放送とは認められない。

(10) 進行協議

- ① 裁判長は被告に対し、今回の原告準備書面（18）、（19）、（20）に対し被告側はどう対応するかと質問、被告側の反論しないと回答。
- ② 原告側から「進行に関する意見書」（5月30日）が提出されている。これについての裁判官の質問に対し佐藤弁護士団長が次のように答えた。
 - i. 原告側の追加主張：佐々木陳述書、放送を語る会とりまとめの過去6回の国政選挙時のニュース報道問題、5月29日成立の「改正放送法」に関連する主張など
 - ii. 人証 次回弁論（8月5日）もしくは次々回までに申請予定
- ③ 進行協議期日：7月23日10時30分、原告弁護団＋原告数名＋被告弁護団
- ④ 14回口頭弁論：8月5日11時、101号大法廷

2. 裁判報告

- (1) 口頭弁論直後、佐藤弁護団長報告、奈良地裁裏庭にて短時間

裁判は終盤に来ている。今後6～7人証人申請の予定、NHK報道のウォッチングとその結果をとりまとめ、意見陳述書作成がこれからも重要である。

- (2) 午後、佐藤弁護団長、県教育会館4F大会議室にて

口頭弁論直後に、裁判所の裏庭で2分ほど短時間の報告した。裏庭での報告は、かつて、裁判所の総務課員出てきて妨害をしたことがあった。（今回はなかった。）それに対して裁判所に抗議文を提出し、また「第一審強化方策協議会」に問題提起し、改善を求めてきたが、平行線をたどっている。このような妨害とも闘いながらのNHK裁判闘争でもある。

奈良NHK裁判の発端は、NHKが宮内さんの未納受信料の支払い督促を奈良簡易裁判所に申し立てたことに始まった。その後、逆に受信料を支払っている視聴者が、放送法4条に着目し、NHKは放送法を遵守した受信料に見合った放送をするべきだと、NHKを提訴し、162名の原告で裁判を行っている。

昨年の夏から、名古屋大学の稲葉一将教授（行政法）、西土彰一郎教授（憲法）などの学者と研究会を続けてきた。西土先生にはすでに意見証を書いていただいた。稲葉先生はこの裁判に関係する論文を出され、最近では「Web 日本評論」に、奈良の裁判を取り上げて「公共放送と法の行方—一つの訴訟を手がかりとして」という論文を公表している。さらに稲葉先生の発案により、「マスコミュニケーション学会」で奈良の裁判を取り上げたワークショップが開かれることになっている。（6月18日立命館アジア太平洋大学、別府）弁護団も参加して発言する予定である。このように、ようやく奈良の裁判が学者から注目を集めるようになってきた。

今後の裁判について、6～7名の証人を予定している。加えて原告も2～3名証人に立てたい。一審判決で中身のあるいい判決をとりたい。2017年12月6日の最高裁判決は、視聴者が受信料を払っていない場合の判決であり、我々の裁判は受信料を払っている場合である。放送法4条の中身に踏み込んだ判決を出させたい。今の裁判官の任期中に判決に至ることを視野において進めたい。

いよいよ正念場を迎える。国民の知る権利に応える、民主主義の発展に寄与するという観点から国民のためのNHK報道に切り替える裁判として頑張っていきたい。